

同性婚カップルを社会調査はどう扱うべきか？

——2010年国勢調査におけるLGBT団体等からの「見える化」運動から考える——

金沢大学

岩本健良

1 問題の所在と目的

2010年国勢調査の際に、「生計を一にする同性カップル」が「ありのままの姿」を回答しても誤記として「修正」され、別世帯として扱われるという問題が、実施段階でクローズアップされた。性的マイノリティ（LGBT）の団体から同一世帯として集計するよう、改善要望が総務大臣に出され、国会議員・地方議員も加わっての動きとなった。これは社会調査では稀な、調査対象者の側から調査主体への組織的で建設的な問題提起・改善要望である。この報告の目的として、第1に、その具体的な要望と、それを受けて総務省統計局がどのように対応したかを明らかにする。第2に、この事例を元に、データクリーニング、エディティングの妥当性について再検討を行い、間近となった2015年国勢調査、学術調査でどのような対応が必要か検討する。第3に、従来は受け身で調査拒否程度しか不満への対処のすべがなかった調査対象者が、現代の知識社会・ネット社会・グローバル化社会において、連帯して能動性と潜在的パワーを発揮できるようになったことの意味と影響について考察する。

2 方法

この問題をめぐる動きを、要望した関係者や国勢調査を担当する総務省統計局への聞き取り、およびネット上の資料を用いて明らかにする。また対比する意味で、他の官庁調査や大規模な学術調査、海外の国勢調査における同性婚カップルの扱いも参照し、LGBTの動向も踏まえながら考察する。

3 結果

”共生社会をつくる”セクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワークは、調査に詳しい専門家の助力も得て、要望・提案を行った。ツイッターでは100件以上の多数のやりとりがあったが、調査自体への反対や非協力の呼びかけは見られなかった。上川あや世田谷区議会議員、松浦大悟参議院議員(当時)からは総務省統計局への問合せと要望がなされ、今後の改善への含みを持たせた回答もあった。しかし調査後、要望に反して、同性婚カップルの世帯数の集計は行われなかった。調査票は溶解され、「修正」前のデジタルデータも現存せず、貴重な原データは失われた。

日本における大規模な全国的規模の学術調査である、SSM調査、JGSS調査、全国家族調査(NFRJ)では、いずれも配偶者の性別は尋ねていない。同性婚カップルの場合、対応について調査票に明記はなく、また答えやすさに差はあるものの、そのことを明らかにせずに回答できる形式となっている(分析上も区別できない)。なお日本社会学会倫理綱領では性的指向に関しても差別禁止が明記されている。

これに対して国勢調査や「生活と支え合いに関する調査」(社会保障・人口問題研究所)では、世帯内の全員について、性別と世帯主との続柄を記入する形式となっている。このためクロス集計すれば同性婚カップルの数やその家族構成を明らかにできる貴重な調査データである。LGBTを対等に扱うことは国連人権理事会でも取り込まれるなど、国際的に大きな人権課題となっている。アメリカ国勢調査局(US Census Bureau)は2010年から同性婚カップルの数を公表し、2014年には「家族」に分類し発表予定である。日本でも同性婚の挙式が新聞や雑誌等で報道されることが2013年頃から増え、2014年6月には女性カップルが婚姻届を青森市に提出したことが地元紙で大きく取りあげられた。

4 結論と展望

社会調査は、調査対象者と実施側との共同作業の産物である。同性婚カップルにも実状を答えやすく配慮・説明するとともに、社会還元の面でも、学術的視点からもマイノリティを「可視化」した集計も可能な形でデータを長期保存することが必要である。調査対象者が高い調査リテラシーを持つようになったいま、調査する側も、多様化する家族を「社会的事実」として受け止め、そのデータを社会施策にも生かし、また経済的・歴史的資産ともなるデータを協働して築く懐の深さが求められる。